浦　文一　小笠原　力　金谷　昇
菊田やす子　齋藤　晃　笹子　卓男
高橋喜久男　野口菊之助　梁木　辰夫
平野　昌弘　廣橋　良子　堀　要
吉田　行雄

従六位に叙する（各通）
土生　洪　前田　敏夫

正七位に叙する（各通）
天笠　匡房　飯村　敬彦　大坪　京市
尾畑　吉秋　中山　英保坂　俊之

従七位に叙する（各通）（以上一月二十五日）
原　壽満夫　永田　英一　矢部　鐘司

従六位
正四位に叙する
原　壽満夫

従四位に叙する
永田　英一

従五位に叙する
朝倉　正視　大矢　重夫
後藤　義隆　鈴木二三男
野澄　傳七　宮崎　菊助

正六位に叙する（各通）
相浦　直樹　新　達也　沖倉　保明
（貝塚市議会議員）　泉谷　光昭　仲本　政夫
川口　清　三森　初雄　中澤　榮一　安原　保元
松野　澄夫　松本　益美　渡邉　志村

従六位に叙する（各通）
加藤　武夫　杉岡　行雄　福田　一男
藤田　光彦　村上　時彦　安井　昭夫

正七位に叙する（各通）
伊藤　國男

従七位に叙する（以上一月二十六日）
栗原　淳　武田　俊春

正五位に叙する（各通）
恩地　司　森　武彦

正六位に叙する（各通）
越川　清　迫　正人　鹿野　六郎
新村　秀哉　空處　義男　友井　幸
新見　和男　松田　勉

従六位に叙する（各通）
芦原　笹美　遠藤　友秋　小海　富治

正七位に叙する（各通）（以上一月二十七日）
（大分大学名誉教授）　三原　征次

正四位に叙する
笹沼　忠　根津　正義

従六位に叙する
（中間市消防司令）　高瀬　裕

従七位に叙する（以上一月二十八日）
（名古屋大学名誉教授）　坂尾　弘

正四位に叙する
小野　進

正五位に叙する
川口　大三　佐々木保夫

従五位に叙する（各通）（以上一月二十九日）
倉田　卓次

従三位に叙する
小林　憲二　周戸　稔

従五位に叙する（各通）（以上一月三十日）
小島　寿則

従七位に叙する（一月三十一日）

○叙勲

山下　昌志
大原　市松

旭日双光章を授ける
徳田　公　林　博己

旭日単光章を授ける（各通）（以上一月二十四日）
関　利榮　平野　敏雄

旭日双光章を授ける（各通）
石黒　寅雄　市川　知己
奥山　宏　向江　祥晃

旭日単光章を授ける（各通）（以上一月二十五日）
（貝塚市議会議員）　泉谷　光昭

旭日双光章を授ける
武田　忠治　福吉　正幸

旭日単光章を授ける（各通）（以上一月二十六日）
古田　彌三　宍戸　義世

瑞宝小綬章を授ける
新井　啓作　牛尾　陽宣　大庭　麻男
河野　照義　佐藤　法孝　田原　義春
福山　貞俊　村嶋　三次

瑞宝双光章を授ける（各通）
宇都宮あき代

瑞宝単光章を授ける（以上一月二十四日）
大坪　京市　奥寺　清治　齋藤　晃
笹子　卓男　清水　驍　高橋喜久男
土屋　晴男　中島　義男　中山　峻
拝野　正治　廣橋　良子　堀　要
和家　文展

瑞宝双光章を授ける（各通）
根津　正義　愛澤　良弘　飯村　敬彦　尾畑　吉秋
高瀬　裕　小出　登　坂中　清史　中山　英
坂尾　弘　保坂　俊之　宗像　昭
小野　進　矢部　鐘司

瑞宝小綬章を授ける
朝倉　正視　大矢　重夫
後藤　義隆　鈴木二三男　瀧本　金司
仲本　政夫　松野　澄夫　村上　時彦

瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　國男　甲斐谷　實
福田　一男　渡邉　志村

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十六日）
栗原　淳

瑞宝小綬章を授ける
越川　清　松田　勉　森　武彦

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上一月二十七日）
（大分大学名誉教授）　三原　征次

瑞宝中綬章を授ける
笹沼　忠　根津　正義

瑞宝双光章を授ける（各通）
（中間市消防司令）　高瀬　裕

瑞宝単光章を授ける（以上一月二十八日）
佐々木保夫　津雲　敏男

瑞宝双光章を授ける（各通）（一月二十九日）
小林　憲二　周戸　稔

瑞宝双光章を授ける（各通）（一月三十日）
小島　寿則

瑞宝単光章を授ける（一月三十一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、二月二十五日午前九時二十八分御出門、「佐藤忠良」展―ある造形家の足跡―を御覧のため、世田谷美術館（世田谷区）へ行啓、同十一時四分還啓になった。

御見舞電報

天皇陛下は、ニュージーランド国で発生した地震につき、二月二十五日同国総督閣下へ御見舞電報を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年3月1日

関東地方整備局長　下保　修

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	4号	那須塩原市三島1丁目39番1から同市三島1丁目39番1までの上下線

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、広島労働局の関係事業主を代表する者谷村武志の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年3月1日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成23年3月16日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　広島労働局職業安定部職業安定課